

## 届出等の事後措置に関する事務処理要領

(平成12年3月30日付け11川財土第773号局長専決)

(目的)

第1 この要領は、川崎市における国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「届出」という。)又は国土利用計画法施行規則(昭和49年総理府令第72号)第21条第1項の規定による確認(以下「確認」という。)に基づき土地売買等の契約が締結された場合において、届出又は確認(以下「届出等」という。)の内容と当該土地売買等の契約の内容との異同を調査するため、届出等の事後措置に関し必要な事項を定め、もって届出制の的確な運用に資することを目的とする。

(届出に係る事後措置)

第2 届出に係る事後措置

1 契約締結状況報告書の徴取

届出のあった土地売買等の契約(以下「届出に係る契約」という。)について、法第27条の5第1項又は第27条の8第1項の規定に基づく勧告(以下「勧告」という。)をしないこととした場合には、次により当該届出に係る契約締結状況に関し報告を徴する。

(1) 報告を行うべき者

報告は、原則として、届出に係る契約のすべてについて当該契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けた者又は受けようとする者から徴する。ただし、事案に応じ必要と認められる場合には、当該契約の両当事者から徴することができる。

## (2) 報告の内容

ア 届出に係る契約が締結されたときは、面積、契約年月日、契約金額、土地利用状況等を、契約書の写しを添えて報告させる。

イ 届出に係る契約について中止の合意がなされたときは、その理由を報告させるものとする。

ウ 届出について勧告しない旨の通知した日から6カ月を経過しても契約の締結又は中止の合意が行われない場合にあつては、届出に係る契約締結の見通し等について報告させる。

## (3) 報告の様式

報告は、「土地売買等契約状況報告書」(別記様式第1号)により徴する。

## (4) 報告の期限

報告は、前記(2)ア又はイの場合にあつては、届出に係る契約の締結後又は中止の合意後速やかに提出させるものとし、前記(2)ウの場合にあつては当該6カ月を経過する日から1カ月以内に提出させる。

## (5) 報告の督促

前記(4)の報告期限までに報告がない場合には、電話その他の方法により督促を行う。

## 2 報告の整理

前記1により報告を徴した場合には、別に備える届出台帳に報告があったこと及び報告事項中面積、契約金額、利用状況等主要事項を記載するとともに、届出事項との照合を行い、届出事項との相違の有無を確認して整理する。

### 3 現地調査

前記2により届出に係る土地の利用目的と報告された土地の利用状況とに相違がある場合には、現地調査を行う。

(確認に係る事後措置)

第3 確認を行った場合において当該確認に係る有効期間が満了したとき又は当該確認に係る土地の区画若しくは共有持分の全部について土地売買等の契約が締結されたときは、次により事後措置を行う。

#### 1 販売状況報告書の徴取等

##### (1) 報告すべき者

確認を受けたすべての者とする。

##### (2) 報告の内容と様式

確認に係る土地の区画又は共有持分の全部について、その権利の移転又は設定に係る土地及び工作物等の面積、契約金額等を「販売状況報告書」(別記様式第2号)により報告させる。

##### (3) 報告の期限

確認に係る有効期間が満了したとき又は確認に係る土地の区画若しくは共有持分の全部について土地売買等の契約が締結されたときから2週間以内とする。この場合において、報告提出期限を徒過した場合の督促は、前記第2の1の(5)と同様とする。

##### (4) 契約書の写しの徴取

確認に係る土地の区画又は共有持分から無作為に抽出した一部の区画又は共有持分に係る土地売買等の契約については、販売状況報告書に併せ、契約書の写しを提出させる。

#### 2 報告等の整理

前記 1 により販売状況報告書又は契約書の写しを徴した場合には、別に備える事前確認整理簿に契約金額その他参考となる事項を記載するとともに、確認事項との照合を行う。

### 3 現地調査

(1) 前記 1 により販売状況報告書又は契約書の写しを徴した場合であって、契約内容と確認事項とに相違があるときその他契約内容について疑義があるときは、確認を受けた者又はその者から土地に関する権利の移転、若しくは設定を受けた者に対し、前記 1 の(4)で抽出されなかった区画又は共有持分に係る土地売買等の契約書の写しの提出、登記事項証明書の提出その他必要事項の報告を求め、又は現地調査を行う。

(2) 前記(1)の報告の徴取、現地調査等は、土地又は土地に係る建物について工事が完了する以前に確認をした事案について重点的に行う。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する